

令和2年5月7日付の鹿児島市からの通知です

下記のとおり鹿児島市からの通知がありましたので、お知らせします。
いろいろと大変ですが、可能なご家庭はご協力をお願いいたします。
令和2年5月8日 喜入保育園

令和2年5月7日
鹿児島市保育幼稚園課



～保護者の皆様へ～

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請期間の延長について

本市では、4月25日（土）から5月6日（水）まで保育所等を利用するお子様への一層の感染拡大防止及び保育従事者の負担軽減を図るため、家庭での保育が可能な方については、登園を控えていただき、できる限りご協力いただきますようお願い申し上げたところでございます。

今般、緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、登園自粛期間を5月31日（日）まで延長いたします。保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、感染拡大防止のために引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 登園自粛要請の対象となる方

市内の認可保育所、認定こども園（保育所機能）を利用する保護者のうち、家庭での保育が可能な方

保育所等の利用が必要な方に登園自粛をお願いするものではありません。

2 登園自粛をお願いする期間

令和2年4月25日（土）～5月31日（日）

※状況によって変更する可能性があります。

3 登園自粛期間中の保育料の取扱い

(1) 計算方法

家庭での保育を行った日について、月額保育料を軽減（日割り）します。

軽減後の保育料 = 月額保育料 × $\frac{\text{（該当月の開所日数}-\text{家庭での保育を行った日）}}{25}$

※家庭での保育を行った日は、日曜・祝日を除いて計算します。

(2) 軽減の方法

保育所については、原則軽減した分を以後の保育料へ充当して調整します（保育料を直接施設が徴収している認定こども園については、施設からの案内をお待ちください）。

施設から市役所に対象期間中の欠席日数を報告することにより調整しますので、保護者の方が市役所に行わなければならない手続きはありません。

充当できない方には還付により対応しますが、その際の手続きは市役所から連絡させていただきます。

(3) 3歳以上児の副食費の取扱い

各施設にお問い合わせください。

【問い合わせ】

- 登園自粛に関すること
企画係 099-216-1223
- 保育料の取扱いに関すること
給付指導係 099-808-2662

副食費について

前回お知らせの通り、5月中旬までの副食費は4月時点で食材を発注済みだったため払い戻しができませんでしたが、

5/15～5/31の期間においては、登園自粛をされた日の日数分の副食費は日割で返却します。

返済方法について
7月分の副食費の口座引き落とし額を（¥4,500 - 5月の返却分）

として徴収します。

令和2年5月8日 喜入保育園



この資料は園のホームページの掲示板にも掲載しています。